

議案第 90 号

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定する。

平成 29 年 9 月 1 日提出

川崎市長 福田 紀彦

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第 1 条 川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成 24 年川崎市条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 1 号中「第 12 条の 4 第 2 項」を「第 12 条の 5 第 2 項」に改める。

(川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第 2 条 川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成 24 年川崎市条例第 55 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 3 号中「第 12 条の 4 第 2 項」を「第 12 条の 5 第 2 項」に改める。

(川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第3条 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年川崎市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第29条第6項中「第12条の4第2項」を「第12条の5第2項」に改める。

(川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第4条 川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年川崎市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項の表備考第1項中「第12条の4第8項」を「第12条の5第8項」に改める。

(川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第5条 川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例（平成26年川崎市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第26条第2項中「第12条の4第2項」を「第12条の5第2項」に改める。

(川崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第6条 川崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年川崎市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項第1号中「第12条の4第2項」を「第12条の5第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整理を行うため、この条例を制定するものである。